体育施設に係る使用料の見直しについて

受益者負担の原則や負担の公平性などの観点から平成30年7月1日以降に支払いが行われた平成31年1月1日の使用分から下表のとおり体育施設使用料・ 夜間照明施設使用料の改定及び使用料の減免基準を改定します。詳細は府中市ホームページをご覧ください。

使用料改定表

体育施設使用料

名 称	貸出単位				見直し後	現行
	午前9時~正午				250	400
府中市民陸上競技場	午後1時~4時30分				400	700
会議室	午後5時~9時				550	900
	午前9時~午後9時				1,050	1,800
府中市民球場会議室	午前9時~正午				250	400
	午後1時~4時30分				450	700
	午後5時~9時				600	900
	午前9時~午後9時				1,150	1,800
市民プール	大	人	1		170	150
(ナイター)	生	徒	1		110	100
※夜間照明使用料含む	子	供	1		70	60
美好水遊び広場	大	人	1		100	80
	生	徒	1		60	50
	子	供	1		30	20

[※]市外居住者は上記の使用料の2倍の使用料となります。

体育施設夜間照明使用料

名 称	単位	見直し後	現行
府中市民球場	1 時間	6,000	4,000
府中市民(郷土の森) 第一野球場	1 時間	1面 3,600	1面 2,400

[※]市外居住者は上記の使用料の2倍の使用料となります。

適用対象要件

次の二つの要件のいずれにも該当する場合、新料金の適用となります。

- ①平成31年1月1日以降の利用日の予約
- ②平成30年7月1日以降に使用料を入金

減免基準の見直し

次のとおり減免基準を見直します。

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
区分	内容					
	1 障害者手帳等の交付を受けている者が個人で使用する場合					
免除 2 3 4	2 1の場合において介助者が同行する場合(介助者が複数で同行する場合における使用料の免除対象人数は1人。)					
	3 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業で使用する場合					
	4 府中市立学校若しくは市内の幼稚園の教育活動で又は市内の保育所の保育活動で使用する場合					

※平成31年1月1日以降の利用分から適用となります。

問合せ先

府中市文化スポーツ部スポーツ振興課施設係 府中駅北第2庁舎4階

郷土の森総合体育館

Tel (042) 335-4488 8:30~17:00(休庁日を除く) Tel (042) 363-8111 9:00~21:00(休館日を除く)